令和4年3月17日(木)

参考資料2

学校法人ガバナンス改革に関する主な論点に対する私学団体からの意見 (概要全体版)

日本私立大学連盟 日本私立大学協会 日本私立短期大学協会 日本私立中学高等学校連合会 日本私立小学校連合会 全日本私立幼稚園連合会 全国専修学校各種学校総連合会 0 総論 0-1 自立的な運営改善能力 ・理事会・監事・評議員会の現『・まずは現行私学法に定めるガ』 ・所轄庁の介入に頼ることな ・自律的な運営改善能力を高め ・自律的な運営改善能力を高め ・賛成。幼稚園のほとんどは小 ・所轄庁による介入は、私立学 在の役割を前提として、自立 バナンス機能の検証が必要。 く、自律的な運営改善能力を ることは重要であるが、現行 ることは重要であるが、現行 規模な法人であり、家族経営 校の自主性との関係で最小限 的な運営改善能力を高めるべ 高めることは極めて重要。 法で十分。 法で十分。 的である施設が多い実態に配 とすべき。 慮が必要。 ・予測困難な時代にはゴールや『・ガバナンス体制の強化は、法』 ・「法人内部の諸機関による監 ・学校法人以外の設置者に対す ・学校法人内部による監視・監 手段が固定されているガバナ 規制によらず、ガバナンス・ 視・監督体制」の整備・強化 る学校法人化の支援や、所轄 督体制が機能するよう. 各機 ンスは妥当ではなく、各学校 コードの策定・公表を通じて も重要であるが、相互けん制 庁による非常時の監督の明確 関の役割の明確化や相互に監 が効き過ぎることにより、機 法人のガイドラインやガバナ 自律的かつ自主的な改善努力 化も必要。 視・監督し得る体制の整備が ンス・コード等によるソフト を進めるべき。 動的な意思決定が阻害されな 重要。 ローによって実現されるべ いような配慮が必要。 き。 0-2 評議員会の合理的な監督権限 ・理事会、評議員会の現在の役量・現行法では評議員会が役員に ・「合理的な監督権限」や「段 ・理事会を意思決定・執行機 ・評議員会が平時においては理 ・賛成。監事が機能せず不正が ・理事会を最高意思決定機関と 割を基本としつつも、相互に 対する意見陳述権や報告請求 関、評議員会を諮問機関とす 事会監督機能は無く、非常時 放置される非常時には評議員 し、評議員会を諮問機関とす 階的上の内容が明確ではない **牽制・監督し合う仕組みは必** 権があり、その仕組みで十 ため替否の判断は困難だが、 べき。 限定の監督機能であることを 会が自浄能力を発揮すべき。 ることが前提。評議員会によ 分。理事会と評議員会の相互 「主な論点」で今回示された 法令上明確にすることが重 要。理事相互の監督機能や監 る理事会への監督権限につい 牽制・監視機能を十分に発揮 考え方は現実的。 要。 事による監査機能が健全に発 ては、監事によるチェック機 **揮されない場合には評議員会** すべき。 能も活用しながら、評議員会 の合理的な監督権限の段階的 の段階的な権限行使も検討す な行使を可能とすることが妥┃・監事が評議員・評議員会の業┃・理事会や監事において監視・ ることが必要。 当。 務執行監査も併せて行うよう 監督の機能が健全に発揮でき に法的手当が必要。 るような制度にすべきであ り、評議員会に監督権限を与 える場合には監事と共同で行 使できるシステムにすべき。 1 理事・理事会 1-1 理事長の選定・解職についての理事会の権限の法定化 ・理事会の権限とすることに異して各学校法人が主体的に寄附行し、理事長の選解任権を評議員会して替成。 ・理事会で行われるべき。 ・寄附行為の定めるところと ・詳細な方法については寄附行 為で定め、それぞれの取り組 なっている現行が適切。 論は無い。 の権限とするよりは良いが、 為で定めることとするのであ みを可能とすることが適切。 れば、理事会の権限とするこ 現行制度から変更する理由は ない。 とは問題無い。

日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
頁など理事への委任禁止事項の法					
・寄附行為の定めるところと なっている現行が適切。寄附 行為で明文化することが原則 とし、詳細はガバナンス・ コードで規定して結果を公表 することが必要。	・必要な場合のみ寄附行為に記載することでよい。	・各学校法人が主体的に寄附行 為で定め、それぞれの取り組 みを可能とすることが適切。	・評議員会専属の事務局が必要 であり、施設費・人件費が工 面できない。	・賛成。文科省から示している 寄附行為作成例においてもす でにそのように示されてい る。	・評議員会の意見聴取事項など は法人運営において重要な事 項であり、理事会で決定すべ き事項であるため、理事への 委任を禁止しても問題無い。
選任機関の責務の明確化					
・寄附行為の定めにより選任機 関を明確化することが適切。	・改正の必要性は感じないが、 理事の兼職が禁止された場合 には、選任機関に理事会を参 画させることが必要。 ・理事の解任は現行で問題無い が、評議員会選出理事に解任	・各学校法人が主体的に寄附行 為で定め、それぞれの取り組 みを可能とすることが適切。	・評議員会を理事の選任機関と するのであれば、候補者探し や事務作業が必要となるが、 そのための事務局組織を設け ることは困難。	・それぞれの設立経緯から形成 された選任方法が維持される べき。	・機動的な運営の観点から、理事の選任方法についてはある程度各学校法人に委ねられるべき。 ・新たな機関の設置を求める場合は小規模法人における負担
	権を限定することもあり得る。				を懸念。
D請求権等					
・寄附行為の定めにより解任事 由を定めることが適切。理事 会で解任されない場合には監 事がその職責を果たすべき。 理事会・監事の機能が発揮さ れない場合に限り、評議員会 が選任機関に解任を請求する	会に対して解任動議を行うことは必要。 ・選任機関の場合は理事会への解任請求権を与えることは必	場合など、むやみに解任や解	要。評議員会が役員の解任を	・理事の解任事由は、園児募集 などの短期的な数値で判断されるべきではなく、法令違反 や職務義務違反について客観 的に判断すべき。 ・非常時には監事の報告も踏まる。 ・非議員会が解任事中の客	・解任事由は明確な法令違反や 職務義務違反等があった場合 に限定されるべき。 ・解任事由が認められる場合 は、業務執行を監査する立場
で展に機関に解ける前水することに異論はない。 ・解任事由は法令や寄附行為違反等とすべき。	要だが、議決による理事解任権を行使できるのは評議員会選出理事のみに限定すべき。				の監事に解任の勧告権や意見 陳述権を与えることが適切。
	・寄附の委任禁止事項の法 ・寄附の表とのののでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このででは、このでででででででででで	・寄附行為の定めるところと なっている現行が適切。 寄附 行為で明文化することが原則とし、詳細はガバナンス・コードで規定して結果を公表することが必要。 『性機関の責務の明確化 ・寄附行為の定めにより選任機関を関を明確化することが適切。 理事の解任は現行で問題無いが、選任機関に理事会を参画させることが必要。 ・理事の解任は現行で問題無いが、評議員会選出理事に解任権を限定することもあり得る。 ・寄附行為の定めにより解任事由を定めることが適切。 理事会で解任されない場合には監事がその職責を果たすべき。 理事会・監事の機能が発揮されない場合に限り、評議員会に理事解任の権限を与えることは必要。 ・選任機関の場合は理事会への解任語求権を与えることは必要。 ・選任機関に解任を請求することは必要。 ・選任機関の場合は理事会への解任語求権を与えることは必要。 ・選任機関に解任を請求することに異論はない。 ・解任事由は法令や寄附行為違	など理事への委任禁止事項の法定化 ・寄附行為の定めるところとなっている現行が適切。寄附	本学校法人が主体的に寄附行 ・評議員会・電展の事務局が必要	本のでは、一部所行為の変めるところと

日本私立大学連盟	日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
1-6. 評議員理事の扱い						
・理事会と評議員会の現行の役	・現行の私学法で定められてお	・現行が適切。兼職を解消した	・理事会における相互監視に重	・評議員から理事を選出する現	・評議員と理事の兼任は解消す	・評議員会の監督権限の強化の
割を前提として、相互牽制機	り、解消する必要はない。	場合、一部理事の意見に偏っ	要な役割を果たしているた	行制度は、理事会と評議員会	べき。ただし、小規模な法人	観点からは兼職を解消すべき
能強化の観点から兼職は不可		た機関となることを懸念。	め、現行が適切。	の信頼関係を構築する観点か	にとって新たな評議員を確保	であるが、評議員と理事が兼
とすべき。				ら合理的。	する過度な負担が生じないよ	職することで評議員会におけ
					うに評議員の定数などについ	る議論の充実につながってい
					て配慮が必要。	ることにも留意すべき。
2. 評議員・評議員会						
2-1. 理事の選解任等についる						
・理事の選解任、選任機関への	・評議員会が諮問機関であるこ	・決議事項とした場合、評議員	・私立中学校・高等学校は地域		・賛成。意見聴取事項は一律に	・評議員会は諮問機関であり、
理事の解職請求、及び寄附行	とを前提に、諮問事項として	が善管注意義務と損害賠償責	の評価の上に成り立ってい	与えることは反対。非常時に	議決事項とせず、引き続き寄	対象を限定した監督権能以外
為に定める事項を評議員会の	役員の選解任事項を付加する	任を負うこととなるが、理事	る。評議員会の決議や承認等	おける理事の解任請求権に限	附行為に委ねるべき。	は寄附行為に定める諮問事項
決議事項にすることは賛成。	ことで十分。	を兼任しない評議員にその責	の義務づけは屋上屋であり、	定するのであれば許容。		に対する意見具申にすべき。
		任を果たすことができるか、	必要ない。			特に、小規模法人では評議員
		また、適任者を確保できるか				会に権限をもたせても実行性
		疑問。				があるか懸念。
・監事・会計監査人の選解任は		・評議員会に独立性を持たせる		・監事・会計検査人の選解任に		
評議員会が決定することが望		など段階的な方策を検討すべ		ついての評議員会の権能は承		
ましい。		き。		認権とすべき。		
2 - 2. 大臣所轄学校法人等の語	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			i		
・方向性は賛成するものの、中	・評議員会が諮問機関であるこ	・学校法人の中で区別する場	_	・非常事態における限定的な評	_	・2-1と同様。
期計画は意思決定のスピード	とを前提に、各法人が必要に	合、その理由を明確にするこ		議員会の権限とすべきであ		
が重要なため対象とすべきで	応じて判断することが適切。	とが必要。		り、承認にとどめるべき。		
はない。						
・平成16年の私学法改正の施		・重要事項を特例とする必要は				
行通知で示された趣旨を踏ま		なく、全ての学校法人は同じ				
え、決議・承認の対象ではな		法的義務と責任を負うべき。				
く、同意を要する対象とする						
ことが適切。						
・理事会と評議員会で結論が異						
なった際には、再度理事会で						
審議して決定できる仕組みが						
必要。						

	日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
2-5. 監事への請求権	口本位立八十勋去	口不似立应别八子圆云	口不似立个于同夺于权廷自去	口不似立小子仪连日云	至1本似立功性 固 连日云	王国夺修于权占住于权称连占去
· 賛成。	・評議員会は諮問機関であり、 そのような権限は必要ない が、評議員が理事の違法行為 等を発見した場合は、評議員 会と監事の連携において、監 事に権限行使を請求できるこ ととすることに異論はない。	・差し支えないが、過度な請求 権の発動により法人運営が阻 害されないように配慮することが必要。	・法令違反等の解任事由がない 場合など、むやみに解任や解 任請求がなされないようにす べき。	・非常事態に限定すべき。	・賛成。監事と連携せず、評議 員会が一義的に監事の権限を 代行するのは行き過ぎ。	・先般の私学法改正で強化された監事の監督権限の検証を前提とすべきであり、評議員会の請求権を議論することは現時点で不要。
2-8. 職員と評議員の兼職等	の評議員就任の人数上限					
・職員と評議員の兼職は一定の 上限設定が必要だが、寄附行 為によって定めるべき。役員 の近親者等の評議員の就任は 不可とすべき。 ・役員の近親者等の評議員の就 任は不可とすべき。	・現行が適切。透明性の確保の 観点から、評議員の構成等を ガバナンス・コード等で明記 することが適切。	が、人数の上限を設定するこ	 ・各学校法人がそれぞれの実情に応じて定めるべきであり、現行が適切。 ・現行法では利害関係がある事案について評議員は議決に加わることはできないため、理事の2倍を超える評議員数を求める必要はない。 	・現行が適切。	・職員との兼職や役員の近親者 の就任は認めつつ、上限を設 けることが適切。ただし、実 態を踏まえた上限割合の設定 に配慮すべき。	・職員と評議員の兼職は健全な 法人運営に資する意義がある が、第三者性や中立性を強め るのであれば、人数上限を設 定することも許容。
3. 監事						
3-1. 監事の選解任						
・評議員会が決定することが適切。	・評議員会が諮問機関であることを前提に、諮問事項として 役員の選解任事項を付加する ことで十分。	行ったとしても、監事の独立	・監事に対する監督・けん制機 能が必要。	・理事長の同意のない監事は不 適切であり、現行制度が適 切。	・賛成。小規模法人では、監事 は理事長の相談役も兼ねてお り、いたずらに理事長との対 立関係を持ち込まないような 配慮が必要。	
	・寄附行為の定めにより選解任 方法を定めることが適切。	・評議員会が監事の選解任を行 う場合には、評議員会の法的 責任を明確にした上で、理事 会又は理事長の同意を得るこ とが必要。		・理事長が発議し、評議員会の 承認を得る程度であれば許 容。		かめった際に計議員云に解せ 勧告権を認めるのが現実的。

日本私立大学連盟	日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
3-4. 任期						
・多くの大学で理事の任期が8 ~9年であるため、監事の任 期は8年を上限とすべき。	・理事の任期と同等以上とし、 寄附行為で定めることが適 切。	・理事の任期と同等以上とする ことに異論はないが、法律に 明記せず、寄附行為で定める ことが適切。		・4年を上限に寄附行為で定め、理事音任期と同等以上とする原案でよい。再任は可能とすべき。	・4年を上限に寄附行為で定め、理事音任期と同等以上とする原案でよい。	・任期を定める場合は監事の任期は理事と同等とすべきであるが、再任も含めてガイドラインやガバナンス・コードで
・理事、監事、評議員の選任の タイミングをずらすこともけ ん制機能の強化の観点から適 切。						示すことで十分。
3-5. 評議員会による監事への	■ の差止等請求権					
・賛成。	・評議員会は諮問機関であり、 そのような権限は必要ない が、評議員が理事の違法行為 等を発見した場合は、評議員 会と監事の連携において、監 事に権限行使を請求できるこ ととすることに異論はない。	・評議員会による監事への差止 等請求権を認めても問題無い が、過度な請求権の発動によ り法人運営が阻害されないよ うな配慮が必要。	・監事の役割の強化は、責任や 業務量を増加させるため、適 任者の確保が困難な現状をさ らに悪化。		・賛成。	・評議員会の請求権を議論する 前に、これまでの私学法改正 により強化された監事の監督 権限の検証をすべき。
3-6. 大臣所轄学校法人等への	の常任監事設置		Ĭ		į	
	・まずは大規模法人の定義の検 討が必要であり、その上で、 「常任監事を置くことができ る」との規定の検討が適切。		性にかんがみ、義務づけから	, ,		
・ガバナンス・コード等のソフトローにより、各学校法人が 継続的に監事機能の実質化を 点検し、その結果を公表する ことが適切。		・対象となる「大規模」法人の 定義を明確にするとともに、 大規模の知事所轄学校法人も 対象にすべき。				

日本私立大学連盟	日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
4. 会計監査人						
4-1. 大臣所轄学校法人等への	の会計監査人の設置					
・内部統制の一環として会計監査人による監査は義務づけられるべき。	・私学助成法により、年間補助 金1千万円以上の法人は公認 会計士監査が義務づけられて いるため、新たな義務は不 要。		会計士等による監査、所轄庁 によるチェックを受けている	る場合は大規模法人に限定すべき。	・小規模法人には過重な負担。	・私学助成法による助成を受けている大臣所轄学校法人等に限定されるべき。
4-2. 会計監査人の選解任					•	
・評議員が決定することが適切。	・会計監査人の設置の義務づけは不要。	・評議員会の意見聴取は行うべきであるが、理事会で選任し、理事長が委嘱することが適切。		・理事会が選解任を行うことが適切。		
	・私学法に規定する場合は学校 法人会計基準の見直しと私学 助成法との関係を精査するこ とが必要。	は、評議員会の法的責任を明		・評議員会を関与させる場合 は、理事会が発議し、評議員 会が承認する仕組みとするこ とが最低限必要。		

日本私立大学連盟	日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
5. 内部統制システムの整備(5 - 1. 大臣所轄学校法人等への	内部統制システムの義務づけ)				
・ガバナンス・コード等のソフ	・法律による義務づけは不要。	・内部統制システムの整備は望	・高校法人以下は、規模や地域	・現行でも内部統制システムを	・小規模法人には過重な負担。	· —
トローにより、各学校法人が	役職員へのコンプライアンス	ましいが、まずは整備の在り	性にかんがみ、義務づけから	整備している大臣所轄学校法		
継続的に監事機能の実質化を	研修や内部通報システムの整	方を検討すべき。	除外すべき。	人等は多いと思われるが、私		
点検し、その結果を公表する	備等をガバナンス・コードに			立大学団体の意向を尊重すべ		
ことが適切。	明記することを通じて不祥事			き。		
	防止を図ることが適切。					
6. 事業活動実態に関する情報	開示(6-1.大臣所轄学校法人	等における情報開示				
・ガバナンス・コード等のソフ	・開示はインターネットによる	・現行で問題無いが、本来は全	・高校法人以下は、規模や地域	・現行が適切。	・小規模法人の財務状況の開示	・知事所轄学校法人においても
トローにより、各学校法人が	ほか、ガバナンス・コード等	ての学校法人にインターネッ	性にかんがみ、義務づけから		は風評被害が懸念されるた	財務情報や事業報告書等の情
継続的に監事機能の実質化を	に明記することで対応すべ	トによる公表を義務づけるべ	除外すべき。		め、慎重に対応すべき。	報公開は進めていくべき。現
点検し、その結果を公表する	き。	き。				状でも修学支援新制度等によ
ことが適切。						り専門学校の多くは情報公開
						が進んでいる。

日本私立大学連盟	日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
7. その他						
7 (1) 子法人の在り方 (7-	1. 設立や出資に係る手続き等)					
・「子法人の設立・出資に係る	・子法人の定義を検討の上、子	・調査対象とすることに異論は	_	・現行が適切。設定する場合	・小規模法人では例が少ない。	・情報開示を進めるとともに、
手続」は理事長等の専横を防	会社への直接監査ではなく、	ないが、子法人の定義を明確		は、子法人の運営や活用につ		その正確性のチェック機能の
止するためにも理事会、評議	子会社と連携して監事・公認	にした上で検討が必要。		いて不祥事を起こした学校法		構築が必要。
員会、監事の間で共有される	会計士の調査対象とすること			人に限定して、事後的に所轄		
べき。	が適切。			庁に報告制度を設けることが		
				適切。		
・「情報開示のあり方」は、大	・子法人の設立趣旨や利益相反					
臣所轄学校法人では学校法人	の取扱い等をガバナンス・					
のウェブサイトにリンクを張	コードに明記することでも対					
る等の手段で子法人の財務情	応可能。					
報を公表することが適切。						
┃ ┃・監事・会計監査人による子法						
人の調査は、学校法人の監事						
と子法人の監査役、監査委員						
会、監査等委員会との連携に						
より、学校法人の監事が子法						
より、子(な)の						
切。						
930						
7 (2) 過料・刑事罰の在り方	(7-2. 議事録作成義務違反等	への過料)				
・必要。	・私学法第47条第1項及び第2	・ガバナンス強化の観点から、	_	・現行の補助金削減による対応	・賛成。ただし、制度周知の機	・最終的な手段としてはあり得
	項、第66条で措置済みであ	一定の過料について検討を行		で十分。	会や期間を確保すべき。	るが、このような事案が発生
	り、不要。過料20万円以下の	うことは必要。				しない仕組みづくり等が重
	上限引き上げで対応すること					要。
	は適切。					
		- T-1				
	(7-3.役員による特別背任等			田仁の梵叶人変はによった。	41 七份长达 241 七光44/27-1-1-	並よ 1~5ルは ファ しゅ 甲ギロユ
・必要。		・検討すべきだが、私学法に定	_	・現行の補助金削減による対応		・新たに設けることに異議はな
		めるべきなのか等については		で十分。	おいて一般的に性悪説に立つ	い。
	て規定されており、善管注意	<u>惧</u> 里に考える必要がある。			のは反対だが、公共性を著し	
	義務違反として立件できるた				く逸脱した者にまで性善説を	
	め新設は不要。				維持する必要はない。	
7 (3) 「寄附行為」の名称(7-4. 「寄附行為」の名称)					
・現行が適切。	・現行が適切。	・現行が適切。	_	・現行が適切。	・現行が適切。	・現行が適切。